



2022年5月11日

各 位

会社名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 高崎 裕樹
(コード：9048、東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員総務部長兼広報部長
川瀬 裕之
(TEL. 052-588-0813)

取締役の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額を改定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役の報酬額の改定及び本制度に関連する議案を2022年6月28日に開催予定の第158回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 役員報酬制度見直しの目的

当社は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高め、また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の報酬制度の見直しを行いました。

現在、当社の取締役の報酬は固定報酬のみですが、見直し後の役員報酬制度においては、固定報酬となる「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び中長期インセンティブとしての本制度による「株式報酬」で構成することといたします。

なお、社外取締役については、その職責に鑑み、業績連動報酬及び株式報酬は付与せず、基本報酬のみを付与することといたします。

2 取締役の報酬額の改定

当社の取締役の報酬等の額は、1994年6月29日開催の第130回定時株主総会において月額4,000万円以内とご承認いただいております。

この度、役員報酬制度の見直しに伴い、本株主総会において、基本報酬及び業績連動報酬の額を年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額4,000万円以内）とすることにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3 業績連動報酬制度の概要

業績連動報酬制度は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めることを目的として導入するもので、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の役位毎の基準額に、業績連動指標等の達成度に応じた係数を乗じて毎年の金銭報酬額を算定し、1事業年度終了後に支給

します。対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決定いたします。

4 譲渡制限付株式報酬制度の導入

(1) 導入の目的

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記2に記載の改定後の報酬とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、上記2の改定後の報酬枠とは別枠で年額9,000万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6ヶ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(ご参考)

対象取締役に導入する、業績連動報酬制度及び本制度と同様の制度を当社の執行役員にも導入する予定です（ただし、本制度と同様の制度の導入については、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件とします。）。

以上